

## 特別割引用 I C カード取扱規約

(目的)

**第1条** 本規約は、株式会社スルッとKANSAIが定める「第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード 利用約款」(以下、「特別割引用 I C カード約款」といいます。)により発行する「第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード」(以下、「特別割引用 I C カード」といいます。)による西日本旅客鉄道株式会社(以下、「当社」といいます。)線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者(以下、「利用者」といいます。)の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

**第2条** 当社線における特別割引用 I C カードのサービス内容とご利用条件は、本規約の定めるところによります。

2 前項によるほか、「I C カード乗車券取扱約款(平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号。以下、「I C 約款」といいます。)」第4条第2項及び第3項、第7条、第7条の2、第8条第1項から第3項及び第6項、第10条(第6項を除く)、第15条(第2項を除く)、第16条、第17条、第26条及び第27条の規定は、当社線における特別割引用 I C カードでの乗車等の取扱いについて準用します。この場合において、これらの規定中「I C O C A」とあるのは「特別割引用 I C カード」と読み替えるものとします。ただし、特別割引用 I C カードの特性上、準用可能な範囲に限ります。また、I C 約款第26条及び第27条中「普通旅客運賃」は、第7条に定める割引率を乗じた額に読み替えて準用します。

3 本規約に定めのない事項については、法令、「旅客営業規則」(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第3号。以下、「旅客規則」といいます。)、**「身体障害者旅客運賃割引規則」**(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第7号。以下、「身体障害者割引規則」といいます。)、**「知的障害者旅客運賃割引規則」**(平成3年11月西日本旅客鉄道株式会社公告第48号。以下、「知的障害者割引規則」といいます。)及び「特別割引用 I C カード約款」等の定めるところによります。

(用語の定義)

**第3条** 本規約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「本人用カード」とは、第1種身体障害者又は第1種知的障害者が使用できる特別割引用 I C カードをいいます。
- (2)「介護者用カード」とは、第1種身体障害者又は第1種知的障害者が本人用カードを使用して乗車する際、第6条の規定に従い、当該本人用カードの記名人の介護者として同行する利用者が使用できる特別割引用 I C カードをいいます。
- (3)「記名人」とは、本人用カードの氏名欄に記載された使用者本人をいいます。

(効力)

**第4条** 特別割引用ICカードの使用は、第6条の定めによるものとし、当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効なものとし、

- 2 前項により乗車する場合の乗車区間の経路については、当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃の運賃計算経路にかかわらず、利用エリア(IC約款第7条に定める利用エリア)をいいます。ただし、亀山駅を除きます。以下、同じ。)内に限り他の経路を乗車することができます。
- 3 途中下車の取扱いはしません。
- 4 入場後は、当日に限り有効とします。
- 5 本人用カードは、記名人のみが使用することができます。
- 6 介護者用カードは、介護能力があると係員が認めた介護者が、記名人に同行する場合に限り使用することができます。なお、介護者用カードは大人用に限り、
- 7 本人用カードと介護者用カードは、第6条第1項及び第2項の定めに従い、同時かつ同区間に使用する場合に限り使用することができます。ただし、第6条第3項による場合は除きます。
- 8 特別割引用ICカードをEXサービス交通系ICカードとして使用する場合を除き、新幹線の特別急行列車には乗車できません。

(制限又は停止)

**第5条** 利用者の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、当社は、乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法若しくは乗車する列車の制限(以下、併せて「サービスの制限」といいます。)を行うことがあります。

- 2 当社がサービスの制限をする場合は、当社はその旨を関係駅に掲示等します。
  - 3 当社は、サービスの制限について、記名人、介護者その他の利用者に対しその責めを負わないものとし、
- ただし、当該サービスの制限が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(使用方法)

**第6条** 記名人が本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、IC約款第7条に定める当社線に係る利用エリア内の駅相互間を、自動改札機による改札を受けて入場し、同一の本人用カードにより自動改札機による改札を受けて出場することとします。

- 2 前項により記名人と同行する介護者が乗車する際は、介護者は介護者用カードで乗車することとし、記名人と同時に自動改札機による改札を受けて入場及び出場することとします。
- 3 前二項の定めにかかわらず、当社線内の営業キロが100kmを超える使用の場合は、記名人は、介護者の同行なく、単独で本人用カードを使用することができることとします。

(運賃の減額)

**第7条** 前条の定めに従い特別割引用 I Cカードを使用する場合、出場時に特別割引用 I Cカードの残額から、当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃(旅客規則第 140 条に定めるバリアフリー料金を含みます。以下、同じ。)から、身体障害者割引規則に定める割引率又は知的障害者割引規則に定める割引率を当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃に乗じた額を差し引いて、は数整理した額を減額します。

2 前項の規定における片道普通旅客運賃の計算経路は、I C約款第 19 条第 2 項によることとします。

(身体障害者手帳又は療育手帳の携帯)

**第8条** 記名人は、特別割引用 I Cカードを使用して乗車及び降車する際は、身体障害者手帳又は療育手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならないこととします。

(無効となる場合)

**第9条** 特別割引用 I Cカード約款に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合は、特別割引用 I Cカードは無効として回収します。

(1) 本人用カードを介護者用カードと同時に使用しなかった場合又は同区間で使用しなかった場合

(2) 介護者用カードを本人用カードと同時に使用しなかった場合又は同区間で使用しなかった場合

(3) 第6条第3項の場合を除き、本人用カードを単独で使用した場合

(4) 本人用カードを記名人以外が使用した場合

(5) その他、不正乗車的手段として使用した場合

2 前項によるほか、I C約款第 21 条第 1 項の「I COCA」の規定を準用します。

3 前各項に該当する場合は、特別割引用 I Cカード以外の他の乗車券も無効として回収します。

4 偽造、変造又は不正に作成された特別割引用 I Cカードを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

5 前各項によるほか、使用状況が不適切、若しくは使用状況に不審があると当社が認めた場合は、前第 1 項から第 3 項の規定を準用します。

(使用停止)

**第10条** 前条の規定による事実が判明した場合、当社又は株式会社スルッとKANSAIは、何ら通告又は催告を行うことなく、特別割引用 I Cカードを使用停止にする場合があります。

2 前項の規定により使用停止を行う場合、当社は、記名人に対して告知を行う場合があります。この場合、当社は、株式会社スルッとKANSAIから当該特別割引用 I Cカードに関する個人情報の提供を受ける場合があります。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

**第 11 条** 第 9 条の規定により特別割引用 IC カードを無効として回収した場合（同条第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）は、利用者の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、利用者の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 号の規定を準用して計算します。

(特別割引用 IC カードの所有権)

**第 12 条** 特別割引用 IC カードの所有権は、株式会社スルッと KANSAI に帰属します。

2 特別割引用 IC カードが不要となった場合及び特別割引用 IC カードを使用する資格を失ったときは、特別割引用 IC カード約款により取り扱うこととします。

(免責事項)

**第 13 条** 第 9 条及び第 10 条により特別割引用 IC カードが使用できない場合であっても、当社はその責めを負いません。

2 特別割引用 IC カードが紛失、盗難等により不正に使用されるなどして生じた記名人の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損失が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

3 前各項によるほか、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

(規約の変更)

**第 14 条** 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、以下の場合は、本規約を変更することができるものとします。

(1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合。

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規約を変更する場合、当社は予めインターネット等で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。

(利用者の同意)

**第 15 条** 前条により本規約を変更した場合、利用者が変更後に特別割引用 IC カードのサービスを利用したことをもって、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

附則 本規約は、2024 年 3 月 16 日より施行します。